

令和3年9月16日
(第4回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について	-----	1～ 3
議案第 2 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	-----	4
議案第 3 号	美瑛町立学校設置条例の一部改正について	-----	5
議案第 4 号	専決処分について	-----	6～ 8
議案第 5 号	令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算（第 3 号）について	-----	9～ 26
議案第 6 号	令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	27～ 32
議案第 7 号	令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	33～ 38
議案第 8 号	令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	39～ 44
議案第 9 号	令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について	-----	45～ 46
議案第 10 号	令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について	-----	47～ 48
議案第 11 号	財産の取得について	-----	49
議案第 12 号	教育委員会委員の任命について	-----	50
議案第 13 号	美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	-----	51
議案第 14 号	名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について	-----	52
認定第 1 号	令和 2 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について	-----	53
認定第 2 号	令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	-----	54

認定第 3号	令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	— — — —	55
認定第 4号	令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	— — — —	56
認定第 5号	令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	— — — —	57
認定第 6号	令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について	— — — —	58
認定第 7号	令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定に ついて	— — — —	59
認定第 8号	令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定 について	— — — —	60
報告第 1号	令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不 足比率について	— — — —	61～ 62
報告第 2号	債権の放棄について	— — — —	63

議案第1号

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における法第24条に規定する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の特例を定めるものとする。

(特例措置)

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施

行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対する固定資産税の課税を免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定による課税免除の期間は、固定資産税を課すべき最初の年度以後3年度とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の廃止)

2 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町条例第26号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前の過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例第3条の規定による固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

(美瑛町企業振興促進条例の一部改正)

4 美瑛町企業振興促進条例（昭和63年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成2年美瑛町条例第26号）」を「美瑛町過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和3年美瑛町条例第 号）」に改める。

- 5 この条例の施行前の美瑛町企業振興促進条例第3条の規定による固定資産税等の不均一課税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 4 4 年美瑛町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

- （3） 町立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産（以下この号において「廃校校舎等」という。）を地域振興に資すると認める事業（廃校校舎等のうち土地のみを利用して行うものを除く。）に供するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

美瑛町立学校設置条例の一部改正について

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例

美瑛町立学校設置条例（昭和 4 6 年美瑛町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美瑛町立五稜小学校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

専決処分について

令和3年度美瑛町の水道事業会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和3年8月3日

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	309,197 千円	1,150 千円	310,347 千円
第1項 営業費用	295,120 千円	1,150 千円	296,270 千円

令和3年8月3日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				309,197	1,150	310,347	浄水施設修繕
	1. 営業費用			295,120	1,150	296,270	
		1. 原水及び浄水費		41,914	1,150	43,064	
			修 繕 費	3,532	1,150	4,682	

議案第5号

令和3年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ219,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,135,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,852,000	24,216	4,876,216
	1 地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
14 国庫支出金		867,708	△58,418	809,290
	1 国庫負担金	333,469	14,166	347,635
	2 国庫補助金	509,928	△72,584	437,344
15 道支出金		808,340	11,479	819,819
	1 道負担金	227,779	6,703	234,482
	2 道補助金	562,654	4,776	567,430
16 財産収入		53,538	500	54,038
	1 財産運用収入	46,206	500	46,706
17 寄附金		21,989	27,786	49,775
	1 寄附金	21,989	27,786	49,775
18 繰入金		444,865	76,334	521,199
	1 繰入金	444,865	76,334	521,199
19 繰越金		157,761	66,683	224,444
	1 繰越金	157,761	66,683	224,444
20 諸収入		239,855	720	240,575
	5 雑入	127,664	720	128,384
21 町債		728,300	69,800	798,100
	1 町債	728,300	69,800	798,100
歳 入 合 計		9,916,200	219,100	10,135,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,732,712	65,321	1,798,033
	1 総務管理費	1,686,116	65,321	1,751,437
3 民生費		979,006	31,668	1,010,674
	1 社会福祉費	542,212	△1,322	540,890
	2 児童福祉費	436,794	32,990	469,784
4 衛生費		1,124,220	2,033	1,126,253
	1 保健衛生費	854,819	2,033	856,852
6 農林水産業費		821,830	5,560	827,390
	1 農業費	521,227	1,226	522,453
	3 林業費	69,608	4,334	73,942
7 商工費		670,241	16,238	686,479
	1 商工費	500,248	15,061	515,309
	2 文化スポーツ振興費	169,993	1,177	171,170
8 土木費		1,292,753	74,650	1,367,403
	1 土木管理費	19,902	1,600	21,502
	2 道路橋梁費	915,761	72,900	988,661
	4 都市計画費	316,911	150	317,061
10 教育費		522,183	749	522,932
	1 教育総務費	250,797	436	251,233
	2 小学校費	126,143	313	126,456
12 諸支出金		570,058	22,881	592,939
	1 普通財産取得費	55,350	22,881	78,231
歳 出	合 計	9,916,200	219,100	10,135,300

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業	198,700	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	266,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
朗根内上俵真布線道路整備事業	(3,400)				(4,900)			
北瑛旭第6線道路整備事業	(51,500)				(80,800)			
美園村山線道路整備事業	(57,000)				(67,400)			
旭美瑛線道路整備事業	(20,600)				(31,400)			
美沢18線道路整備事業	(20,600)				(32,700)			
新星線道路整備事業	(17,100)				(21,100)			
過疎対策事業	226,700	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	228,400	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
橋梁維持修繕事業	(25,000)				(26,700)			
合 計	728,300				798,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
	1	地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
	1	地方交付税	4,852,000	24,216	4,876,216
14		国庫支出金	867,708	△58,418	809,290
	1	国庫負担金	333,469	14,166	347,635
	1	民生費負担金	297,486	14,166	311,652
	2	国庫補助金	509,928	△72,584	437,344
	2	民生費補助金	21,535	478	22,013
	3	衛生費補助金	43,822	2,033	45,855
	4	土木費補助金	385,086	△75,095	309,991
15		道支出金	808,340	11,479	819,819
	1	道負担金	227,779	6,703	234,482
	1	民生費負担金	134,189	6,703	140,892
	2	道補助金	562,654	4,776	567,430
	4	農林水産業費補助金	501,191	464	501,655
	5	商工費補助金	28,919	4,312	33,231
16		財産収入	53,538	500	54,038
	1	財産運用収入	46,206	500	46,706
	1	財産貸付収入	44,719	500	45,219
17		寄附金	21,989	27,786	49,775
	1	寄附金	21,989	27,786	49,775
	1	寄附金	21,989	27,786	49,775
18		繰入金	444,865	76,334	521,199
	1	繰入金	444,865	76,334	521,199
	1	繰入金	444,865	76,334	521,199

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	24,216	1 普通交付税	
2 児童福祉費負担金	14,166	1 施設型給付費等負担金	
2 児童福祉費補助金	478	1 子育て支援対策事業費補助金	
1 保健衛生費補助金	2,033	1 疾病予防対策事業費等補助金	
2 道路橋梁費補助金	△75,095	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金 △6,380 2 北瑛旭第6線道路改良舗装事業交付金 △29,521 3 美園村山線道路改良舗装事業交付金 △9,904 4 橋梁維持修繕事業補助金 △525 5 旭美瑛線道路改良舗装事業交付金 △11,715 6 新星線道路改良舗装事業交付金 △4,070 7 美沢18線道路改良舗装事業交付金 △12,980	
2 児童福祉費負担金	6,703	1 施設型給付費等負担金	
1 農業費補助金	464	1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	
1 商工費補助金	4,312	1 宿泊事業者感染防止対策等支援金	
2 建物貸付収入	500	1 公共建物貸付料	
1 寄附金	27,786	1 まちづくり寄附金 21,793 2 ガバメントクラウドファンディング寄附金 5,993	
1 繰入金	76,334	1 公共施設等整備基金繰入金 72,000 2 森林環境譲与税基金繰入金 4,334	

(一般会計)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	157,761	66,683	224,444
	1	繰越金	157,761	66,683	224,444
	1	繰越金	157,761	66,683	224,444
20		諸収入	239,855	720	240,575
	5	雑入	127,664	720	128,384
	4	雑入	127,661	720	128,381
21		町債	728,300	69,800	798,100
	1	町債	728,300	69,800	798,100
	5	土木債	290,200	69,800	360,000

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	66,683	1 前年度繰越金	
2 雑入	720	1 町有建物災害共済金	
1 道路橋梁債	69,800	1 道路橋梁債	69,800
		(1) 辺地対策 朗根内上俵真布線道路整備事業債	(1,500)
		(2) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債	(29,300)
		(3) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債	(10,400)
		(4) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債	(10,800)
		(5) 辺地対策 美沢18線道路整備事業債	(12,100)
		(6) 辺地対策 新星線道路整備事業債	(4,000)
		(7) 過疎対策 橋梁維持修繕事業債	(1,700)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	1,732,712	65,321	1,798,033	500	64,821
		総務管理費	1,686,116	65,321	1,751,437	500	64,821
	1	職員給与費	1,143,163	157	1,143,320		157
	2	一般管理費	50,453	4,000	54,453		4,000
	5	財産管理費	64,845	3,273	68,118		3,273
	6	情報管理費	67,159	1,832	68,991		1,832
	13	諸 費	109,918	56,059	165,977	財産収入 500	55,559

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
8	旅 費		157	1 みんなで歩むまちづくり (1)会計年度任用職員等費用弁償 8 費用弁償
				157 (157)
1	報 酬		32	1 みんなで歩むまちづくり (1)各種審議会事業
8	旅 費		2	1 審議会等委員報酬 8 委員等旅費
10	需 用 費		264	(2)行政区会館運営費補助事業 18 補助金(補)
11	役 務 費		3,566	(3)一般管理事業 10 消耗品費(物)
18	負担金補助 及び交付金		136	11 通信運搬費(物) 11 広告料(物)
				4,000 34 (32) (2) 136 (136) 3,830 (264) (3,390) (176)
10	需 用 費		721	1 みんなで歩むまちづくり (1)財産維持管理事業
14	工事請負費		2,552	14 整備工事(事) (2)庁舎維持管理事業 10 修繕料(維)
				3,273 2,552 (2,552) 721 (721)
12	委 託 料		1,832	1 みんなで歩むまちづくり (1)情報管理事業 12 事務処理委託(物)
				1,832 1,832 (1,832)
7	報 償 費		28,713	1 みんなで歩むまちづくり (1)地域情報通信基盤管理運営事業
10	需 用 費		500	10 修繕料(物)
11	役 務 費		18,103	(2)過年度歳入過誤納還付金 22 償還金利子及び割引料(補)
17	備品購入費		143	(3)まちづくり寄附管理事業 7 報償(物)
22	償還金利子 及び割引料		8,600	11 通信運搬費(物) 11 手数料(物) 17 備品購入費(物)
				56,059 500 (500) 8,600 (8,600) 46,959 (28,713) (10,376) (7,727) (143)

- 18 -

- 17 -

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	979,006	31,668	1,010,674	21,347	10,321
	1	社会福祉費	542,212	△1,322	540,890		△1,322
		2 高齢者福祉費	45,212	△1,399	43,813		△1,399
		6 高齢者福祉住宅費	10,440	77	10,517		77
	2	児童福祉費	436,794	32,990	469,784	21,347	11,643
		1 児童福祉総務費	197,985	32,990	230,975	国庫支出金 14,166 道支出金 6,703	12,121
		2 保育所費	180,613	0	180,613	国庫支出金 478	△478
4		衛生費	1,124,220	2,033	1,126,253	2,033	
	1	保健衛生費	854,819	2,033	856,852	2,033	
		3 予防費	106,661	2,033	108,694	国庫支出金 2,033	
6		農林水産業費	821,830	5,560	827,390	9,703	△4,143
	1	農業費	521,227	1,226	522,453	5,369	△4,143
		2 農業振興費	472,647	1,226	473,873	道支出金 464 寄附金 4,905	△4,143
	3	林業費	69,608	4,334	73,942	4,334	
		1 林業費	39,377	4,334	43,711	繰入金 4,334	

(一般会計)

節	区	分	金額	説明	
				金額	説明
11	役	務	費	271	1 ともに支え合うまちづくり (1)老人福祉管理事業 271
18	負	担	金	△1,670	11 通信運搬費(物) (2)敬老会事業 △1,670 18 補助金(補) (△1,670)
10	需	用	費	77	1 ともに支え合うまちづくり (1)高齢者福祉住宅管理運営事業 77 10 修繕料(維) (77)
18	負	担	金	32,990	1 ともに支え合うまちづくり (1)一時預かり利用者負担軽減助成事業 90 18 助成金(扶) (90) (2)施設型給付費事業 32,900 18 負担金(補) (32,900)
1	報	酬		2,033	1 ともに支え合うまちづくり (1)新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,033 1 会計年度任用職員報酬 (2,033)
18	負	担	金	1,226	1 足腰の強い産業づくり (1)農福連携事業 762 18 補助金(補) (762) (2)強い農業・担い手づくり総合支援交付金 464 18 補助金(事) (464)
18	負	担	金	4,334	1 足腰の強い産業づくり (1)苗木生産支援対策事業(干害被害対策支援事業) 4,334 18 補助金(事) (4,334)

- 20 -

- 19 -

(単位：千円)

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商 工 費	670,241	16,238	686,479	5,032	11,206
	1	商 工 費	500,248	15,061	515,309	4,312	10,749
	2	商工業振興費	241,469	3,810	245,279		3,810
	3	観 光 費	144,649	11,251	155,900	道支出金 4,312	6,939
	2	文化スポーツ 振興費	169,993	1,177	171,170	720	457
	2	生涯学習推進 費	9,206	220	9,426		220
	5	自然の家費	528	48	576		48
	7	保健体育施設 費	79,866	909	80,775	諸収入 720	189

(一般会計)

節		区 分	金 額	説 明
18	負担金補助 及び交付金		3,810	1 足腰の強い産業づくり (1)電子地域通貨運営事業 18 補助金(補) (敬老祝い記念事業分)
				3,810 3,810 (3,810)
14	工事請負費		5,751	1 足腰の強い産業づくり (1)白金泉源事業特別会計繰出金
27	繰 出 金		5,500	27 繰出金 (2)白金地区キャンプ場管理運営事業 14 改修工事(事) (3)美瑛町体験交流住宅管理運営事業 14 改修工事(事)
				11,251 5,500 4,950 (4,950) 801 (801)
10	需 用 費		220	1 まちを動かす人づくり (1)地域人材育成研修施設管理運営事業 10 修繕料(維)
				220 220 (220)
10	需 用 費		48	1 まちを動かす人づくり (1)自然の家管理運営事業 10 修繕料(維)
				48 48 (48)
10	需 用 費		909	1 まちを動かす人づくり (1)スキー場管理運営事業 10 修繕料(維)
				909 909 (909)

- 22 -

- 21 -

(単位：千円)

8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	土木費	1,292,753	74,650	1,367,403	66,705	7,945
1	土木管理費	19,902	1,600	21,502		1,600
1	土木総務費	19,902	1,600	21,502		1,600
2	道路橋梁費	915,761	72,900	988,661	66,705	6,195
1	道路維持修繕費	81,673	6,000	87,673		6,000
2	道路新設改良費	561,631	66,900	628,531	国庫支出金 △74,570 地方債 68,100 繰入金 72,000	1,370
3	橋梁維持修繕費	95,800	0	95,800	国庫支出金 △525 地方債 1,700	△1,175
4	都市計画費	316,911	150	317,061		150
2	公共下水道費	193,298	150	193,448		150

(一般会計)

節		説 明
区 分	金 額	
18	負担金補助及び交付金	1 安全・安心なまちづくり (1) 空き家等解体支援事業 18 補助金(補)
	1,600	1,600 1,600 (1,600)
10	需用費	1 安全・安心なまちづくり (1) 道路維持修繕事業
	1,000	6,000 1,000
14	工事請負費	10 修繕料(維) (2) 白金観望線転落防止柵改修事業 14 整備工事(事)
	5,000	(1,000) 5,000 (5,000)
14	工事請負費	1 安全・安心なまちづくり (1) 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業
	72,000	66,900 △5,100
16	公有財産購入費	16 用地購入費(事) 21 補償金(事) (2) 白金美瑛線道路改修事業
	△556	(△556) (△4,544) 72,000
21	補償補填及び賠償金	14 整備工事(事)
	△4,544	(72,000)
27	繰出金	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金
	150	150 150 (150)

(単位：千円)

10	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			教育費	522,183	749	522,932		749
	1		教育総務費	250,797	436	251,233		436
		2	事務局費	77,998	436	78,434		436
	2		小学校費	126,143	313	126,456		313
		2	教育振興費	28,818	313	29,131		313
12			諸支出金	570,058	22,881	592,939	22,881	
	1		普通財産取得費	55,350	22,881	78,231	22,881	
		9	丘のまちびえ いまちづくり 基金費	19,648	22,881	42,529	寄附金 22,881	

(一般会計)

節		説 明		
区 分	金 額			
18	負担金補助 及び交付金	436	1 まちを動かす人づくり (1)英語指導助手(ALT)管理事業 18 その他負担金(補)	436 436 (436)
18	負担金補助 及び交付金	313	1 まちを動かす人づくり (1)小学校学校行事活動事業 18 交付金(補)	313 313 (313)
24	積立金	22,881	1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	22,881 22,881 (22,881)

議案第6号

令和3年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和3年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,209千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		8,207	30,000	38,207
	1 繰入金	8,207	30,000	38,207
歳 入 合 計		43,209	30,000	73,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 発電施設費		36,277	30,000	66,277
	1 施設管理費	36,277	30,000	66,277
歳 出 合 計		43,209	30,000	73,209

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	8,207	30,000	38,207
	1	繰入金	8,207	30,000	38,207
		1 基金繰入金	8,207	30,000	38,207

節		説 明
区 分	金 額	
1	基金繰入金	30,000
		1 基金繰入金

(水力発電事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		発電施設費	36,277	30,000	66,277	30,000	
		施設管理費	36,277	30,000	66,277	30,000	
	1	発電事業管理費	36,277	30,000	66,277	繰入金 30,000	

(水力発電事業特別会計)

節		説 明
区 分	金 額	
14	30,000	1 足腰の強い産業づくり (1) 白金ダム頭首工被害復旧事業 14 修繕補修工事 (事)
		30,000 30,000 (30,000)

議案第7号

令和3年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

令和3年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**2,200**千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**26,342**千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源使用料		12,716	△5,500	7,216
	1 使用料	12,716	△5,500	7,216
3 繰入金		11,423	7,133	18,556
	1 繰入金	11,423	7,133	18,556
4 繰越金		1	567	568
	1 繰越金	1	567	568
歳 入 合 計		24,142	2,200	26,342

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 泉源施設費		19,497	2,200	21,697
	1 泉源管理費	19,497	2,200	21,697
歳 出 合 計		24,142	2,200	26,342

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	
2		泉源使用料	12,716	△5,500	7,216	
	1	使用料	12,716	△5,500	7,216	
		1	使用料	12,716	△5,500	7,216
3		繰入金	11,423	7,133	18,556	
	1	繰入金	11,423	7,133	18,556	
		1	基金繰入金	1	1,633	1,634
		2	一般会計繰入金	11,422	5,500	16,922
4		繰越金	1	567	568	
	1	繰越金	1	567	568	
		1	繰越金	1	567	568

節		区 分	金 額	説 明
		1 使用料	△5,500	1 使用料
		1 基金繰入金	1,633	1 基金繰入金
		1 一般会計繰入金	5,500	1 一般会計繰入金
		1 繰越金	567	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		泉源施設費	19,497	2,200	21,697	7,133	△4,933
		泉源管理費	19,497	2,200	21,697	7,133	△4,933
	1	泉源管理費	19,497	2,200	21,697	繰入金 7,133	△4,933

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	2,200	1 足腰の強い産業づくり (1) 泉源施設施設管理事業 10 修繕料(維)	2,200 2,200 (2,200)

議案第 8 号

令和 3 年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 3 年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		91,902	△150	91,752
	1 使用料	91,634	△150	91,484
4 繰入金		193,298	150	193,448
	1 繰入金	193,298	150	193,448
歳入合計		326,874	0	326,874

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		使用料及び手数料	91,902	△150	91,752
	1	使用料	91,634	△150	91,484
	1	使用料	91,634	△150	91,484
4		繰入金	193,298	150	193,448
	1	繰入金	193,298	150	193,448
	1	一般会計繰入金	193,298	150	193,448

節		区 分	金 額	説 明
		1 現年度分	△150	1 現年度分
		1 一般会計繰入金	150	1 一般管理費繰入金

(公共下水道事業特別会計)

(歳出)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			下水道事業費	182,700	0	182,700	150	△150
			下水道管理費	162,940	0	162,940	150	△150
			一般管理費	69,183	0	69,183	繰入金 150	△150

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

議案第9号

令和3年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）について

第1条 令和3年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業収益	306,715 千円		306,715 千円
第1項 営業収益	232,102 千円	△2,000 千円	230,102 千円
第2項 営業外収益	74,611 千円	2,000 千円	76,611 千円

第3条 予算第8条本文中補助金の額「31,087千円」を「33,087千円」に改める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業収益				306,715	0	306,715	水道使用料減免に伴う減 水道使用料減免分繰入に伴う増
	1. 営業収益			232,102	△ 2,000	230,102	
		1. 給水収益		229,626	△ 2,000	227,626	
			水道使用料	229,626	△ 2,000	227,626	
	2. 営業外収益			74,611	2,000	76,611	
		4. 他会計補助金		3,597	2,000	5,597	
			一般会計補助金	3,597	2,000	5,597	

議案第10号

令和3年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和3年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度美瑛町立病院事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額106,830千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,840千円」に、「過年度分損益勘定留保資金106,830千円」を「過年度分損益勘定留保資金109,840千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	150,327千円	3,010千円	153,337千円
第1項 建設改良費	44,397千円	3,010千円	47,407千円

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				150,327	3,010	153,337	
	1. 建設改良費			44,397	3,010	47,407	
		1. 資産購入費		20,076	3,010	23,086	
			備品購入費	20,076	3,010	23,086	医療機器破損に係る備品購入の増

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,840千円は、過年度分損益勘定留保資金109,840千円で補てんするものとする。)

議案第 1 1 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 1 6 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
スクールバス 1 台	指名競争入札による落札	円 7,920,000	旭川市永山 3 条 1 4 丁目 1 番 2 号 三菱ふそうトラック・バス 株式会社 北海道ふそう旭川支店 支店長 鈴木 英雄

(参考資料)

取得目的	規格・形式・納期	そ の 他
通学児童生徒及び一般住民輸送用バスの購入	規格・形式 小型車（29人乗） 寒冷地仕様 納期 令和 4 年 2 月 2 8 日	入札指名業者名 1. 旭川トヨタ自動車(株)タムザ神居店 2. 美瑛町農業協同組合 3. 北海道日野自動車(株)旭川支店 4. 三菱ふそうトラック・バス(株) 北海道ふそう旭川支店 第 1 回目落札（落札率 82.0%）

議案第12号

教育委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住 所 美瑛町西町1丁目3番19号
氏 名 小 杉 英 紀
生年月日

※注) 議案電子版については、生年月日を記載していません。

議案第 13 号

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

美瑛町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 16 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

議案第14号

名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について

下記の者を名誉町民推薦審議会の委員として委嘱したいので、美瑛町名誉町民に関する条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

住所	氏名	生年月日
美瑛町字新区画	嵯 城 幸 子	
美瑛町幸町3丁目2番32号	花 輪 政 輝	
美瑛町栄町1丁目3番7号	二ツ川 越 子	
美瑛町中町1丁目4番10号	八 木 幹 男	
美瑛町字水上	瀧 田 勝 彦	
美瑛町字美馬牛旭東	新 田 睦	
美瑛町字北瑛第3	只 野 透	

※注) 議案電子版については、生年月日を記載していません。

認定第1号

令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第2号

令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町老人保健施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第3号

令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町農業研修施設
事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第4号

令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第5号

令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第6号

令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第7号

令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度美瑛町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

認定第8号

令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

報告第1号

令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率区分	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (黒字)	14.35	20.0
連結実質赤字比率	— (黒字)	19.35	30.0
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	54.6	350.0	

美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況

(単位：%)

会計区分	令和2年度	経営健全化基準
水道事業	— (資金不足なし)	20.0
病院事業		
公共下水道事業		
老人保健施設事業		

報告第2号

債権の放棄について

美瑛町の債権管理に関する条例第6条の規定により、令和2年度決算において放棄した債権について下記のとおり報告する。

令和3年9月16日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

内訳

債権の名称 放棄した事由	上水道使用料
時効・援用	2件
	96,612円
死亡	2件
	4,094円
破産・倒産	2件
	131,882円
合計	6件
	232,588円

意見書案第6号

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年9月17日

提出者 議員 山本賢一
賛成者 議員 大坪正明
賛成者 議員 野村祐司

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

新型コロナウイルスにおいては、昨年からの感染拡大が収まらず、未だに世界全体に経済の低迷を招いており、国内では8月27日から9月12日までの間、21都道府県に「緊急事態宣言」が拡大され、「まん延防止等重点措置」も12県となるなど、危機的な状況にあります。

この影響で、観光・インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食・外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうした中、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に、馬鈴薯は小玉傾向が見込まれています。また、野菜においては収穫時期を迎え、高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗において、かん水作業が追い付かず枯れてしまうなど、大きな影響が出ています。さらに、酪農・畜産においても高温・干ばつにより、飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

一方、水稲においては豊作基調にありますが、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて、2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されています。

については、次年度に向けて営農継続が図られるよう、下記の内容を要望します。

記

1 コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策等の強化について

新型コロナウイルスの危機的な感染拡大により「緊急事態宣言」が8月27日から9月12日までの間、21都道府県に拡大され、北海道でも3度目の「緊急事態宣言」の発令となったことから、一刻も早くコロナ禍を収束させる効果的な対策と、農畜産物の価格回復や消費拡大対策を強化すること。

併せて、米の需要減少などコロナ禍の影響で2020年度の食料自給率が過去最低の37%となったことから、食料安全保障の観点に立って国の責務のもと、水田対策予算の確保と実効性ある米の需給調整対策を講ずること。

2 高温・干ばつによる農作物の被害対策について

(1) 営農継続に向けた経営安定対策の強化

高温・干ばつの影響で農作物の大幅な収量減少が見込まれていることから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払などの対応を図ること。

また、野菜を含む畑作物については、廃棄や品質低下が顕著なことから、次年度の営農継続が図られるよう無利子・無担保の資金融通、無利子資金への借り換えなど金融対策を最大限に講ずること。

(2) 次年度以降の種子馬鈴薯の確保

種子圃場においても高温・干ばつによる収量減少が懸念され、次年度以降の種子馬鈴薯については、恒常的な種子不足に拍車をかける恐れがあり、安定的な生産体制が図られる種子の確保対策を講ずること。

(3) 酪農・畜産経営の安定に向けた対策の強化

高温・干ばつで牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見

込まれ、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育への影響が今後危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保及び価格差補填等の対策を講ずること。

(4) かんがいシステムの整備、散水・かん水資材などへの支援

記録的な高温・干ばつが続いたことから、被害農家からは畑地へのかんがい対策を求める声が高まっており、かんがいシステムの整備を図るとともに、高額なリールマシンなどの散水機やかん水資材等への助成など、万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿

意見書案第7号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年9月17日

提出者	議員	大坪	正明
賛成者	議員	桑谷	覺
賛成者	議員	野村	祐司

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
経済産業大臣 殿
内閣官房長官 殿
経済再生担当大臣 殿

意見書案第 8 号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第 14 条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 17 日

提出者	議員	野村祐司
賛成者	議員	大坪正明
賛成者	議員	桑谷 覺

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など、様々な課題を抱えている。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性

や、ポストコロナを見据えた物流・観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。
また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路の更なる指定を図ること。
- 4 国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

国土交通大臣 殿

国土強靱化担当大臣 殿

意見書案第9号

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和3年9月17日

提出者	議員	桑	谷	覺
賛成者	議員	大	坪	正 明
賛成者	議員	野	村	祐 司

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、更には雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など、豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤 晴 観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和3年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和3年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和3年9月17日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分 of 委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和3年9月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |